

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月2日

【会社名】 株式会社四国銀行

【英訳名】 The Shikoku Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 山 元 文 明

【本店の所在の場所】 高知市南はりまや町一丁目1番1号

【電話番号】 高知(088)823局2111番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 伊 東 瑞 文

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内神田一丁目14番4号  
株式会社四国銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3291局7481番

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 福 留 一 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社四国銀行徳島営業部  
(徳島市八百屋町三丁目10番地2)

株式会社四国銀行東京支店  
(東京都千代田区内神田一丁目13番7号)

株式会社四国銀行松山支店  
(松山市三番町三丁目9番地4)

株式会社四国銀行高松支店  
(高松市丸亀町8番地23)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 松山支店及び高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

## 1【提出理由】

2019年6月27日開催の当行第205期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

### (2) 決議事項の内容

#### <会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

##### イ 配当財産の種類

金銭

##### ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金15円 総額638,369,175円

##### ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

##### その他の剰余金の処分に関する事項

##### イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

##### ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

##### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

山元文明、西川昭寛、大田良継、五百蔵誠一、黒下則之、小林達司、須賀昌彦、尾崎嘉則の8氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

#### <株主提案(第3号議案)>

##### 第3号議案 取締役2名解任の件

西川昭寛及び大田良継の両氏の解任を求めるものであります。

### (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

#### <会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	320,981	48,316		(注)	可決 85.2

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第2号議案					
山元 文明	352,517	16,873			可決 93.6
西川 昭寛	363,882	5,508			可決 96.6
大田 良継	364,395	4,995			可決 96.7
五百蔵 誠一	364,525	4,865		(注)	可決 96.7
黒下 則之	364,551	4,839			可決 96.8
小林 達司	364,537	4,853			可決 96.7
須賀 昌彦	364,948	4,442			可決 96.9
尾崎 嘉則	364,378	5,012			可決 96.7

< 株主提案(第3号議案) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第3号議案					
西川 昭寛	11,410	357,838		(注)	否決 3.0
大田 良継	11,376	357,872			否決 3.0

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、第1号議案及び第2号議案については、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立し、第3号議案については、会社法に則って決議が否決されることが明らかとなったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。